○東北地方整備局告示第二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年一月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年一月十二日

東北地方整備局長　青山　俊行

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　六号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
いわき市平鎌田字大角二一番一から同市平塩字宮前二八番一まで	前	一九・〇〇～三六・四〇メートル	〇・一〇〇キロメートル
	後	一八・四〇～三六・四〇メートル	〇・一〇〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局磐城国道事務所

○関東地方整備局告示第三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年一月十二日

関東地方整備局長　菊川　滋

一　施行者の名称　長野県

二　都市計画事業の種類及び名称　伊那都市計画道路事業三・四・六号竜東線及び三・五・十三号日影沢線

三　事業施行期間　自平成二十二年一月十二日至平成二十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　長野県伊那市境地内

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年一月十二日

関東地方整備局長　菊川　滋

一　施行者の名称　長野県

二　都市計画事業の種類及び名称　飯田都市計画道路事業三・四・十六号下山妙琴原線

三　事業施行期間　自平成二十二年一月十二日至平成二十五年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　長野県飯田市鼎上山地内

使用の部分　なし

○北陸地方整備局告示第二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年一月十二日

北陸地方整備局長　前川　秀和

一　施行者の名称　石川県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十二年建設省告示第二百五十一号珠洲都市計画道路事業三・三・七号春日通り線

三　事業施行期間　自平成十二年二月二十一日至平成二十五年三月三十一日

四　事業地　収用の部分　変更なし

○北陸地方整備局告示第三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年一月十二日

北陸地方整備局長　前川　秀和

一　施行者の名称　石川県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十年建設省告示第千五百五十五号かほく都市計画道路事業三・五・一号宇野気ふれあい通り線

三　事業施行期間　自平成十年七月三十一日至平成二十六年三月三十一日

四　事業地　収用の部分　変更なし

○中部地方整備局告示第三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年一月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年一月十二日

中部地方整備局長　富田　英治

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四百七十五号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
豊田市矢並町法沢七三五番二〇から同市矢並町法沢七二九番九まで	前	八二・〇〇～三九三・〇〇メートル	〇・五三七キロメートル
	後	五三・〇〇～三八二・〇〇メートル	〇・五三七キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局名四国道事務所

○中部地方整備局告示第四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年一月十二日

中部地方整備局長　富田　英治

一　施行者の名称　岐阜県

二　都市計画事業の種類及び名称　岐阜都市計画道路事業三・五・三百二号柳津日置江線

三　事業施行期間　自平成二十二年一月十二日至平成二十五年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　岐阜県岐阜市柳津町大字高桑字立野、同市大脇一丁目、同市茶屋新田三丁目及び同市大字日置江字大脇地内

使用の部分　なし

○北海道開発局告示第三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年一月十二日

北海道開発局長　関　克己

一　施行者の名称　北海道

二　都市計画事業の種類及び名称　岩見沢都市計画道路事業三・四・一〇号駅前通及び三・四・七号一条通

三　事業施行期間　自平成二十二年一月十二日至平成二十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　北海道岩見沢市一条西五丁目、一条西六丁目、二条西五丁目、二条西六丁目、三条西五丁目、三条西六丁目、四条西五丁目及び四条西六丁目地内

使用の部分　なし